

第27号議案

品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立大原児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

第1条 品川区立大原児童発達支援センター条例（令和6年品川区条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

品川区立児童発達支援センター条例

第1条中「品川区立大原児童発達支援センター」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターとして、品川区立児童発達支援センター」に改める。

第2条第1号中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「、法第43条の児童発達支援センターとして」を削り、同条第5号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第2条 品川区立児童発達支援センター条例の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

品川区立小山台児童発達支援センター	東京都品川区小山台二丁目5番13号
-------------------	-------------------

第4条を次のように改める。

(事業)

第4条 センターは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業を行う。

(1) 品川区立大原児童発達支援センター 次に掲げる事業

ア 法第6条の2の2第2項の児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）

イ 法第6条の2の2第3項の放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）

ウ 法第6条の2の2第5項の保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）

エ 法第6条の2の2第6項の障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第19項の特定相談支援事業（以下「特定相談支援事業」という。）

カ 医療的ケア児およびその家族に対し地域における交流を促進するための事業（以下「医療的ケア児地域生活支援促進事業」という。）

(2) 品川区立小山台児童発達支援センター 次に掲げる事業

ア 児童発達支援

イ 放課後等デイサービス

ウ 保育所等訪問支援

エ 障害児相談支援事業

オ 特定相談支援事業

2 センターは、前項に規定するもののほか、区長が必要と認める事業を行う。

第5条第1号中「前条第1号から第3号までの事業」を「児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援」に改め、同条第2号中「前条第4号の事業」を「障害児相談支援事業」に改め、同条第3号中「前条第5号の事業」を「特定相談支援事業」に改める。

第6条中「第4条」を「第4条各項」に改める。

第7条第1項中「第4条第1号から第3号までの事業」を「児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援」に改め、同条第2項中「第4条第1号から第3号まで」を「児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援」に、「第6号の事業」を「医療的ケア児地域生活支援促進事業」に改める。

第12条第1号中「第4条」を「第4条各項」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定および次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 品川区立小山台児童発達支援センターの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) 小山台児童発達支援センターを設置するほか、規定を整備する必要がある。